（国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則の一部改正）

第八条　国土交通省の所管する法令に係る民間事業者等が行う書面の保存等における情報通信の技術の利用に関する法律施行規則（平成十七年国土交通省令第二十六号）の一部を次のように改正する。

別表第一及び別表第二中「第十九条の二十六第三項」を「第十九条の三十五の四第三項」に改め、「第十九条の十五第三項（」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

別表第三及び別表第四中「第十九条の十五第三項（」の下に「第十九条の三十第三項及び」を加える。

（危険物船舶運送及び貯蔵規則の一部改正）

第九条　危険物船舶運送及び貯蔵規則（昭和三十二年運輸省令第三十号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項中「検査」の下に「（同法第八条の船舶にあつては、船級協会（同条の登録を受けた船級協会をいう。次条第二項及び第三十九条第二項において同じ。）が同法第八条の規定により行う検査）」を加え、同条の次に次の一条を加える。

（危険物運送船適合証の交付申請）

第三十八条の二　船舶安全法第八条の船舶であつて船舶安全法施行規則第四十八条の五に規定する検査を要しないものに係る危険物運送船適合証の交付を受けようとする者は、危険物運送船適合証交付申請書（第一号の二様式）を船舶の所在地を管轄する地方運輸局長に提出しなければならない。

2　危険物運送船適合証交付申請書には、次に掲げる書類（初めて危険物運送船適合証の交付を受ける船舶にあつては、第一号及び第三号に掲げる書類並びに船級協会の検査に関する事項を記録した書類）を添付しなければならない。

一　船舶検査証書及び船舶検査手帳（交付を受けている船舶に限る。）

二　危険物運送船適合証

三　船級協会の船級の登録を受けている旨の証明書

第三十九条第二項を次のように改める。

2　従前の危険物運送船適合証の有効期間の満了前に、船舶安全法第五条第一項第一号に規定する定期検査（同法第八条の船舶にあつては、船級協会が同条の規定により行う定期検査に相当する検査。以下この条において「定期検査等」という。）を受け、当該定期検査等に係る危険物運送船適合証の交付を受けた場合は、従前の危険物運送船適合証の有効期間は、満了したものとみなす。

第四十条第一項中「船舶検査証書の延長された」を「船舶安全法第十条第二項の規定により延長された船舶検査証書の」に改め、同条の次に次の一条を加える。

第四十条の二　船舶安全法第十条第三項の規定により船舶検査証書の有効期間が延長された場合は、当該船舶の危険物運送船適合証の有効期間は、第三十九条第一項の規定にかかわらず、当該船舶検査証書の延長後の有効期間の満了する日までとする。

第四十四条第一項中「の書換え」を「の交付（第三十八条の二第一項の規定による申請に係るものに限る。）、書換え」に、「書換え若しくは再交付又は交付」を「交付、書換え又は再交付」に改める。

第一号様式の次に次の一様式を加える。

第一号の二様式（第三十八条の二関係）

危険物運送船適合証交付申請書

年　月　日

殿

氏名又は名称及び住所
並びに法人にあつては
その代表者の氏名　　印

危険物船舶運送及び貯蔵規則第38条の2第1項の規定により、次のとおり申請します。

船種及び船名		船舶番号又は船舶検査済票の番号
船籍港又は定係港		
船舶所有者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあつてはその代表者の氏名		
危険物の分類又は項目	危険物の積載場所	
備　考		

（注）　1　用紙の大きさは、日本工業規格A列4番とすること。
2　氏名を記載し、押印することに代えて、署名することができる。